

## 定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会 第6回

### 議事要旨

日時：令和6年12月10日（火）13：02～14：46

場所：きんざい本社ビル

議題：①「モデル定款の具体的な内容」

②「モデル定款の具体的な内容の改訂方法」

③「デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方」

④報告書の具体的な記載内容や表現振りについて

（冒頭、配付資料の確認・説明がされた。）

（①「モデル定款の具体的な内容」）

＜ストックオプションプール制度に対応する条項の追加について＞

- スtockオプションプール制度（以下「SOプール制度」という。）の導入を内容とする産業競争力強化法（以下「産競法」という。）の改正がされている。その結果、従来は、割当日が株主総会の決議日から1年以内のものに限り、ストックオプション（以下「SO」という。）に係る一部の事項の決定を株主総会から取締役会に委任することができることとなっていたところ、今回の改正によって、取締役会に委任できる期間が最大15年間となり、委任できる範囲についても拡大され、権利行使価額や権利行使期間を取締役に委任できるようになった。これによって、スタートアップは、株主総会を一度開いておけば、後は取締役会において、SOを任意のタイミングで、任意の者に付与することが可能になり、機動的にSOを発行できるようになったので、今後は、新しい人材の採用時にこれを武器として活用することができるようになる。もっとも、モデル定款の対象である取締役会非設置会社では、なおSOを付与するタイミングで株主総会を開く必要があるため、SOプール制度を有効活用することができるように、モデル定款にも追加してはどうかという提案をさせていただいた。
- 今回のモデル定款の導入は、アーリーなステージのスタートアップに対して迅速な会社設立を可能とするもの。スタートアップは、ステージによってミドル、レイターと徐々に大きくなっていくが、SOプール制度は、アーリーなステージのスタートアップにおいても需要があるのか、実情について確認したい。

- SOプール制度を利用する場合、基本的には、SOを発行するときに取締役が（株主総会から決定の委任を受けた）権利行使価額等を決定することになるが、それ以外のSOに係る事項（一部の事項の決定を取締役に委任することを含む。）は、株主総会を開いたときにあらかじめ全て決めておく方が、SOの機動的な発行に当たっては非常に有効。関係者が少ない段階からSOプールという「ハコ」を作っておく方が便利なので、アーリーなステージのスタートアップにもこの制度の需要はある。
- SOプール制度は、創業者とは別の従業員を雇う段階で、より良い人材を確保するための制度だと理解している。「ハコ」を最初に作っておく方が便利というのはそのとおりだと思う一方で、現実にはSOを発行するのはもっと後の段階になる。そうだとすれば、取締役に最初から委任するよりも、取締役会設置会社になるタイミングと従業員を雇うタイミングが一緒であれば、その時に制度を導入すれば良いようにも思う。また、SOプール制度自体は良いものだと思うものの、この制度を使おうとすると、産競法による大臣の確認を受けなければならない、そのタイミングで弁護士が関与するのが通常だと思うので、最初からその「ハコ」だけを作っておくことが役に立つのかはやや疑問。弊害がないのであれば最初からできるようにしておいても良いのではないかという意見もあるかもしれないが、例えば取締役が複数名いて、取締役会は置いていないというときに、その委任を受ける取締役に誰にするかで意見が対立したり、委任を受けた一部の取締役がそれを濫用したりするおそれもないわけではない。取締役会設置会社であれば、取締役会の中でコントロールが効くが、取締役会がない状態でその委任を認めることはリスクフリーとまではいえないと思う。会社法上適法であると思うが、取締役会非設置会社を対象とするモデル定款の中に、この制度に関する条項を入れるのはちょっとどうなのかなと思う。
- 今回のモデル定款の導入は、スピード感を持って対応するために、可能な限りシンプルな形態でスタートさせようという方向性で進めてきた。募集新株予約権を発行してそれを取締役に委任するという、会社法的に見ても技巧を凝らさなければいけない仕組みをモデル定款の中に入れようとする、発起人がその仕組みを理解しているのかという確認が必要になり、当初の趣旨から少し逸れてしまうと思う。また、この制度が産競法の枠組みに入っているという点も少し気になっている。素晴らしい取組だと思うが、ある特定の形に限って試験的に制度を導入していくという側面があるとなれば、まずはその運用を見た上で、モデル定款に入れられるかどうかを改めて考えるという余地もあると思う。
- SOプール制度の有用性は理解できるし、モデル定款に追加することにつ

いても特段の弊害はないと思っている。他方で、モデル定款の趣旨からすると、現状、ＳＯプール制度を使うことはそれほど想定されないと思う。検討会資料 6-1 の「モデル定款イメージ」の第 8 条の相続人に対する売渡請求のように、一律に入れるべきでなく、選択式のものもあるため、今回提案があった ＳＯプール制度や第 8 条については、選択肢としては残しておいて、選択したい人だけが選択するという形にするのも一案だと思う。なお、仮に選択式とする場合には、中身の変更まで許容するとすれば公証人の個別審査がさらに必要になるので、それはやめた方が良く思う。

- モデル定款でも ＳＯプール制度を想定することは、この制度の普及や、スタートアップを起業しようとする者の利便性という観点から望ましいと思う。会社法第 239 条では、株主総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができるようになっており、定款に現在提案されている条項が入っていれば、募集事項は取締役の決定に委ねることができることになる。なお、産競法による大臣の確認を経ない段階では、委任期間は 1 年以内という会社法の原則の規定が適用されるというだけで、大臣の確認を経ないスタートアップの定款に当該条項が入っていたとしても違法ではないと理解している。そうであれば、その制度の導入を選択したいという場合にそれを認めることは良いと思う。「この条項を入れるだけで委任期間が最大 15 年になる」という誤解を与えないように、ＳＯプール制度の内容・意義と、その導入には大臣の確認を経る必要があることの説明を加えた上で、当該条項も選択できるようにするべきだと思う。
- 産競法による大臣の確認を経ない場合は会社法の原則に戻るようになるが、そうすると、取締役は（会社法では委任できる決定事項に含まれていない）権利行使期間や権利行使価額を決定することができず、実質的には株主総会を開かないと ＳＯを発行できないことになる。なお、ＳＯプール制度が産競法の枠組みによって導入されているのは、産競法を改正することでスピーディーに制度見直しや普及を実現したいという趣旨であるので、それに対してブレーキを踏んでしまうことはその趣旨に反すると思う。
- これまでの話は、モデル定款で解決するというより、サービスのレイヤーで解決できることだと思う。モデル定款では選択式とし、この条項を選択してもしなくてもモデル定款として認めるという形にした上で、サービスで実装するとき、広く一般向けのサービスを設計するのであればこれを選択肢から外す、スタートアップ向けのサービスとして設計するのであれば、これを含んだ上で、それに関する必要なガイド（制度の趣旨、大臣の確認を経る必要があること等）を、ヘルプページや動画の解説コンテンツを置くなどしてしっかりと加えておくことで、混乱なく利用者が判断できると思う。モデル定款として

は懐を広めにしておいて、それを選ぶ、選ばないというのは、サービスのレイヤーで、どういうターゲットの人に対してどこまでの情報を伝えるかということを設定することで、今回の提案によって生じる可能性のあるリスクにも対応できると思う。

- 今回の検討の前提として、手続の簡易迅速化という要請がある。モデル定款にこれが加わることによって、公証人の質問が増えたり、発起人の真意の確認における【観点②】のところで回答の文字数が多くなったりすることも考えられるが、簡易迅速化の観点から問題がないのか、気になる。
- モデル定款に入れないと制度が認知されないというのは理解する一方で、選択肢にして提示するとき、産競法の大臣の確認が必要だと説明されたとしても、「一体どうやるんだろう」と多くの人は思うはず。特に、スタートアップにおける資本政策は、どのような判断をするかによって話が全く変わってくるので、立ち上げの段階でSOプール制度を使うかどうかを判断するのは難しいと思う。定款は、会社法に係る条項だけでも非常に難解な中で、産競法による大臣の確認を経ない場合は原則に戻って委任期間が1年になるといった内容を理解するのは難しいと思う。SOプール制度は、その内容をしっかりと理解した人が資本政策を行う上で使いやすいようにできている制度だと思うので、モデル定款に入れることには否定的である。
- システム的な観点から言うと、モデル定款の選択肢として増えたとしてもそれほど複雑にはならないし、サービスのレイヤーで分けることもできると思う。その中で、利便性や使い勝手の観点から考えれば、広い範囲で選べる方がユーザーフレンドリーだと思う。なお、仮に選択式にして制度に関する説明を提示する場合で、その説明を民間のサービス提供事業者が提示するとなったときには、その説明の水準としてどこまでを求めるのか、何か仕様のようなものを作るのかといった点は検討のポイントになると思う。
- これは一案だが、スタートアップとして急拡大をするつもりがない人にはSOプール制度の説明は見せない方が混乱は少ないと思うので、最初の入口のページで、スタートアップ向けかそうでないかを分けてしまうことも考えられる。その上で、ヘルプページや解説コンテンツを作ることになると思うが、通常、民間事業者がサービスを提供する際には、法律家の監修の下でコンテンツ等を作ると思うので、そこまで水準の低いものは出ないと思う。
- 今検討しているモデル定款の中に、SOプール制度と同等のレベルの内容の項目はあるのか。SOプール制度は本年9月に導入された制度とのことだが、これと同じようなものが今後もこういった形で出てくるのか、それとも今までとは違ったレベルで考えなければならないものなのか。仮に同じ類いのものが今後も出るのであれば、こういうものをどうやってシステムの中にア

ドオンしていくのかは、全体的なスキームの中で考えておく必要があると思う。単にこの限りの話ではなくて、こういうものが出てきたときに、どのような体系でシステムとして捉えていくのか、そういった根本的なところも考えておく必要があると思う。

- 積極的に反対するものではないが、各社が非常に便利な定款作成ツールを提供している現状でも、それを使った発起人が、定款の認証の際や認証後に規定の意味が分からずに公証人に質問をしていくことがある。そういった場面を考えると、SOプール制度はかなり複雑なので、公証人としても発起人に対する質問や確認をより注意して行う必要がある。その意味で、面前確認手続を省略するコースには入らないのではないかと思う。その方が、発起人としても自身の理解度を確認できるので望ましく、そういったことも考慮して、SOプール制度を入れるかどうかを考えていくのが良いと思う。
- 今回の提案が採用されない場合には、SOプール制度を有効活用したいと思って起業するスタートアップがいたときに、SOプール制度を使うメリットが大きいという理由でモデル定款を利用したファストトラックを使わないという判断をされたら、それはすごく残念なことだと思う。SOプール制度もファストトラックもスタートアップが有効活用することを目的としている中で、どちらかを使う場合はどちらかが使えないという、スタートアップ側に選択をさせることになってしまわないかを懸念している。
- 理解した上で使うべきものだというのはそのとおりでと思うが、制度を理解してもらう方法は、スタートアップの人たちであれば、例えば解説動画のリンクを置くなど、いろいろな伝え方はあると思うので、理解のために面前確認手続が必須だということではないと思う。
- モデル定款は、この範囲内で定款を作れば迅速な手続を認めるというものであって、事業者側でどのようなサービスを提供するかは飽くまでも見せ方の問題である。モデル定款の範囲をどこまで広げるかという論点については、これまでも取締役会設置会社を含めるかどうかという議論もあったが、今回はスモールスタートということで絞り込む方向性で進んでいるので、その前提で、その範囲をどう設定するのかという話だと思う。運用を始めてみて、円滑に運用されていることを確認した上でその範囲を広げていくということも十分あり得ると思う。
- 今般、SOプール制度という非常に有効な制度が導入されたので、それを選択式でも良いのでモデル定款の枠内に入れて、それもファストトラックに乗ることができれば良いという提案である。モデル定款の選択肢の中に残るのであれば、それをどのように見せるかはサービス提供事業者が考えれば良い話なので、SOプール制度を利用するケースもモデル定款の範囲内に入れて

ほしいと思う。

- モデル定款の範囲の話は、その定款を使ったときの効果と密接に関連していて、モデル定款を利用すると、認証手続は迅速・優先的に審査を行い、時間は大幅に短縮し、場合によっては面前確認手続も省略するという効果が与えられる。印鑑と電子証明書のように等価なものを選択式にするのであれば分かるが、S Oプール制度という他の項目に比べて格段に難易度の高いものを選択肢に入れたときに、本当にこの効果を与えて良いのかについては相当懐疑的である。S Oプール制度をモデル定款の範囲に含めることは、モデル定款そもそもの考え方を根本から変えようという提案だと思っている。
- 選択式にすることもあり得る一方で、まずは範囲を絞って、スモールスタートで迅速に進めることで良いのではないかと思う。飽くまでメンテナンスの範囲でモデル定款を都度アップデートしていくのであれば、そのタイミングでS Oプール制度についても入れてみたいなと思う。

<デジタル原則への対応について>

- 原則として印鑑が必要というのは時代の流れから考えても良いとは言えないので、書面及び印鑑の届出については選択式とすることが、実務との兼ね合いも含めて現実的だと思う。
- 現状の実務においては、書面及び印鑑の届出を求める運用がされているところも少なからずあるので、例えば「署名又は電子署名」のような形で、どちらでも使えるような規定ぶりにするというのも一案だと思う。
- 電磁的記録や電子署名も利用できるようにすることで良いと思うが、「モデル定款イメージ」の第13条を修正した場合には、第9条及び第10条も書面ベースで「署名又は記名押印」となっているため、そこのバランスを考えて、第9条及び第10条も「又は電子署名」といった文言をデフォルトに入れても良いと思う。
- 「モデル定款イメージ」の第19条が「株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」という規定になっているので、デジタル原則を考慮する場合には、この規定が参考になるのではないか。
- 「電子署名」というときに、いわゆるクラウド型の電子契約サービスのようなもので済むのか、そうではない電子署名を求めるのかという、許容する技術仕様に関する議論があったと記憶しており、その結論によって、電子署名を選ぶと利便性が下がるということは避けなければならないと思う。ついては、「電子署名」というときに、一部の技術的に限定されたもののみを認めるのではなく、クラウド型のツールでも許容されるようにする必要があると思う。
- 電子署名と言ったときに、クラウド型にするのか、本人が行う署名にするのかは、ユーザーサイドがそのリスクも考慮して判断する話。そのため、電子署

名法が定義する「電子署名」であることは大前提として、その上でクラウド型を使うのか、本人が行う署名を使うのかはユーザー側の判断になるという整理で良いと思う。

- 基本的には、自分の会社が使いたいものを選べるようにすることで良いと思う。書面と印鑑だけが書かれているのは良くないというのは提案のとおりかなと思う一方で、必ずデジタルを使わなければいけないというわけではなく、各社が好きなものを選べば良いと思うし、デジタル未対応の会社もあるわけなので、できる限りオープンに、どちらかをデフォルトにすることもないようにすれば良いと思う。なお、民間事業者が何を使うかは、その事業者自身が考えれば良いことであり、モデル定款は国が作るとしても、定款の中に何を定めるかは民間事業者の選択の話なので、「デジタル原則」をこの議論に持ち出すことには違和感がある。
  - デジタルの手法も読めるようにモデル定款を作っていくという方向性に賛成。「モデル定款イメージ」の第13条は、株主等に氏名等を届出させることで、真の権利者からの権利行使であるかを確認するものだと理解しており、第9条及び第10条の請求と対応する規定になっていると思う。そうであれば、第9条及び第10条で署名又は記名押印をした請求書を要求する以上は、第13条は残さないといけないと思っており、そうでないと、真の権利者であるかを確認する場面で疑義が出てしまうと思う。については、仮にデジタル手法も読めるようにするのであれば、第13条で届け出させたものを、第9条及び第10条で求めるという形でパラレルに対応させることが考えられる。なお、電子署名や電磁的記録を規定している第19条及び第20条は、株主等の権利行使の場面ではなく、会社が認めた方法で署名等を行うことになるので、そこは電子署名でも問題ないと思う一方で、株主等からの請求書に電子署名を求める形にすると、署名方式等が株主等の使用する端末の利用環境に依存することになり、それを正しい電子署名であると認めることに疑義が生じるおそれがあるので、そういう意味では、第9条、第10条及び第13条に電子署名を規定するとワークしない可能性があり、難しいのではないかと思う。
  - 「電子署名」という文言を使う場合には、電子署名法上の電子署名であることが前提になると思うので、デジタル庁が公表している質疑応答の範囲で認めることになると思う。
  - 電子署名は、従来の紙ベースの署名・印鑑を電子の空間においても実現するためのものであるため、文言で表すときは紙ベースの署名と電子署名とは明確に分けた上で、双方とも対等に表記しておくことが、今後の発展型を考えたときに良いと思う。
- (「モデル定款の具体的な内容」のうち、SOプール制度に対応する条項の追加

については、なお意見が分かれたため、次回も引き続き議論を行うこととなった。デジタル原則への対応については、書面及び印鑑を必要的なものとすることは避けつつ、その一方でこれらも引き続き使えるように規定することで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。）

(②「モデル定款の具体的な内容の改訂方法」)

- 個別にヒアリング等を行うという方向性で異存はない。モデル定款の基本的な考え方を変更するような場合にはもう少し丁寧な手続が必要になると思うが、運用する中で修正をしていくというときには、比較的簡易な方法で、しかし必要な関係者には意見を聞いていくということで、正当性は担保されると思う。

(「モデル定款の具体的な内容の改訂方法」については、会議体は組織せずに法務省において関係者に個別にヒアリング等を行うという方向性で委員の間にコンセンサスがあることが確認された。)

(③「デジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方」)

- 提案の方向性に賛成する。【観点②】の質問に対する回答方法については、チェック式にするのか、自由記載にするのか、質問については、用意した質問項目の中からランダムに問うのか、ある程度意図的に絞ったものを問うのかといった辺りが論点だと思う。
- 提案の内容で進めていくことで良いと思う。なお、【観点①】のリスク判定の要素について、例えば資本金の額が極めて少額であるというところは、資本金の額が少額であっても問題のない設立はたくさんあるので、過剰に怪しいという判定をしてしまうことがないように、資本金の額が少ないことのみをもって違法・不当な設立のリスクが高いと判定することは避けるべきである。これと同様に、例えばある特定の事業目的(それ自体は適法な事業)が掲げられている会社は、ある理由から違法・不当な設立に用いられる可能性があるということがあったとしても、その事業目的が掲げられた会社が全て怪しいわけではないので、その点は十分に留意する必要があると思う。また、その会社がどういった事業目的を掲げ、どういった事業を行っていくのかは、当該会社が自由に選べるようにするべきであって、国が何か口を差し挟むことではないので、今後、この仕組みを対外的に説明するときには、特定の事業目的について国が怪しいと考えている、というメッセージを誤解によって与えないように、なぜ怪しいと判断しているかの理由を示すなど、その表現ぶりには十分に留意する必要があると思う。
- 大前提として、定款認証の本来の趣旨に鑑みて、発起人の真意(実質的設立

意思)の確認が過大に重要視されるような運用にはしないでほしい。その上で、中身については、この程度であれば善良な起業家は負担なく答えられると思われることから、提案の形で構成することに賛成する。

- 前回までの検討会で議論に上がったA I技術の活用については、現状の技術レベルや犯罪リスクを考慮すると、リスク判定は最終的に公証人が行い、リスクが高い場合に面前確認手続をするという方向性に賛成する。ただ、公証人の迅速な判定をサポートするためにも、将来的には、A Iがリスク判定する機能を実装していくことが望ましいと思う。そうすることで、例えばA Iはリスクが低いと判定したが、公証人は高いと判断したという事例がデータとして残るので、A Iの学習データを収集していくという意味でも、今後の発展型を考える上で有効だと思う。
- 提案の方向性に賛成する。なお、【観点②】の質問項目については適時に見直すことが必要であると思う。また、質問に対する回答方法については、硬直的な取扱いにはしなくて良いと思う。
- 提案の方向性に概ね同意する一方で、検討会資料に掲載されていない細かい論点もあると思う。この点は、運用しながら改善していくことが大事だと思うので、まずは始めてみて、その中で公証人や民間のサービス提供事業者とやり取りをしながら、実務的な論点を詰めていければ良いと思う。
- 提案の方向性に全て賛成する。提案の内容は、現在考えられる中でベストだと思うので、これを実行していくべき。その上で、今後は、面前確認手続を行った事例をできる限り行わなくて済むように運用していくという視点に立ったときに、運用をする中で、面前確認手続を行った結果問題がなかったという事例が出てくると思うので、それをデータとしてある程度類型化して、質問項目を改定していければ、更に面前確認手続を行わない状況を作れると思う。実際に運用をする側、質問項目を考える側としては、面前確認手続を行う割合をこれくらいにしていこうという目標の下で運用をして、それを今後の運用や質問項目に落とし込んでいくというオペレーションが必要になると思う。善良な起業家は面前確認手続を省略できて、かつ、公証人が真に確認したいことが確認できるという状態を作れば、それがお互いにとってウィンウィンな状態だと思うので、実際の運用に基づいて質問項目を見直すというサイクルを決めて、それを基に運用していくことが良いと思う。
- 提案の方向性に異論はない。その上で、将来的に、【観点①】で高リスクと判定された場合は囑託人にこういう内容の質問をすることが有効、ということが分かってきた際には、【観点①】と【観点②】がリンクする形に改善していくことが望ましいと思う。

(「デジタル技術を用いた発起人の真意(実質的設立意思)の確認の在り方」に

については、検討会資料の提案の方向性で運用を開始しつつ、運用をする中で必要な改善を図っていくことで委員の間にコンセンサスがあることが確認された。）

（④報告書の具体的な記載内容や表現振りについて）

（報告書の具体的な記載内容や表現振りについては、非常によくまとまっていて結構であるとして賛意が示されたほか、委員から特段の指摘はなかった。）

（本日の議論の結果を踏まえて、座長が検討会資料6－1を修正した本検討会の取りまとめとなる報告書（案）を用意し、次回は、その報告書（案）を用いながら、検討会の取りまとめに向けた最終的な議論を行うことが確認された。）

以上